

東大和市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する
規則を公布する。

令和８年９月２５日

東大和市長 和地 仁美

東大和市規則第６６号

東大和市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

東大和市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成 7 年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 2 1 条第 2 項」を「第 1 8 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。